

神戸市告示第 612 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 25 年 1 月 11 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定を解除する区域

中央区東川崎町 1 丁目 51 番 10 の一部

(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図

